

新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部  
(新型インフルエンザ等対策本部)  
知事メッセージ

令和2年4月27日  
青森県危機対策本部

**新型コロナウイルス感染症に係る対応について**

今週からゴールデンウィークが始まります。

新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、医療関係者の皆様、介護・福祉施設等の関係者の皆様、そして、各保健所等において防疫・検査業務を実施している方々には、感染制御を行いながら診療や業務を継続するなど厳しい環境の中であって、それでもなお、日夜、必死に御対応いただいているところであり、また、この連休中もゆっくりと体を休める暇いとまはないものと拝察いたします。県民を代表して改めて感謝申し上げますとともに、心より応援申し上げます。

ゴールデンウィーク中は、県境をまたいだ人の移動の増加や、繁華街等への人出の増加が見込まれるところであり、いかにこれを抑えるか、そして、いかに人との接触機会を低減するかが、今後の感染患者発生の変向を左右する鍵になるものと考えています。

緊急事態宣言を受けて、県民の皆様方には既に、不要不急の外出

の自粛や、他県との往来の自粛等に御協力をいただいているところですが、こうした取組は、全国民が足並みを揃えて取り組むことによって初めて効果が得られるものと考えております。

去る4月24日には、「心をひとつに故郷を守ろう」とのキャッチフレーズのもとに、東北各県及び新潟県等が共同で緊急宣言を行ったところであり、東北・新潟県の圏域内、関東・関西方面等他地域も含め、都道府県をまたいだ不要不急の移動の自粛等について御協力をお願いしているところです。

また、本県においては、感染拡大防止を図るため、様々な業種の皆様方に、ゴールデンウィーク中の休業を要請しております。

私からは、ゴールデンウィークを目前に控え、県民の皆様方に御協力をお願いしたい事項について、改めて申し上げさせていただきます。

○ まずは、できるだけ人と人との接触機会の低減に取り組んでください。その第1歩として、不要不急の外出は自粛してください。

なお、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、屋外での運動や散歩など生活の維持のための行動は、不要不急の外出に該当しません。

○ 都道府県をまたいだ不要不急の移動は自粛してください。

特に、感染がまん延する首都圏など13の特定警戒都道府県との往来については自粛を強くお願いいたします。

○ 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出は自粛するとともに、あらゆる場面において、「三密」を避けることを徹底してください。さらに、感染リスクを低減するため、できるだけ「ゼロ密」を目

指しましょう。

- 感染防止の基本となる手洗い、咳エチケットの徹底、風邪のような症状がある場合には、会社等を休むなど、拡散防止につながる行動をお願いします。
- 感染が疑われる症状が出た場合には、医療機関を受診する前に、まずは保健所に設置している「帰国者・接触者相談センター」に事前に連絡してください。同センターが、「帰国者・接触者外来」に案内いたします。
- また、食料・医薬品や生活必需品に係る買い物についても「三密」とならないよう、各店舗の取組に御協力いただくとともに、買い占めにつながる「過度なまとめ買い」などはお控えいただくなど、冷静な行動をとってください。

以上、ゴールデンウィーク中における感染拡大防止を図るための、県民の皆様方に対するお願いとなります。

特に、連休を機に、ふるさとの御家族の元に帰省しようと考えていた方もいらっしゃるかと思いますが、何とぞ今年だけは、帰省を我慢いただきたいと存じます。

次に、本日、新型コロナウイルス感染症に関連した補正予算の専決処分についてお知らせいたします。

まず、「感染拡大防止協力金給付事業費」についてです。

ゴールデンウィーク期間中の外出自粛、移動抑制、「三密」を回避することを徹底するため、明後日29日からの県内の店舗・事業所

等に対する休業要請等を行ったところです。

厳しい経営環境に置かれた中小企業の皆様方にとっては痛みの伴う要請であり、大変心苦しい思いではありますが、何卒、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

休業要請等に御協力いただける中小企業・個人事業主の皆様方に対しての協力金については、本日の専決処分をもって正式に制度化されたところであり、商工団体と十分連携を図り、速やかで円滑な給付ができるよう対応して参ります。

なお、県では現在、お問い合わせ等に対応するために事前の相談窓口を設置しているところですが、電話が殺到して繋がりにくい状況となっております。

また、支給開始時期等の詳細につきましては、追ってお知らせできるよう準備を進めているところでもありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、専決処分の2点目「新型コロナウイルス対応地域経済対策事業費補助」についてです。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、県内においても経済活動の停滞による影響は幅広い地域・業種に及んでおり、地域経済を取り巻く状況は一層厳しさを増しています。

このような中、各市町村においては厳しい財政状況の下、地域経済を維持していくための独自の取組を始めているところです。

この補助金は、地域経済の担い手である事業者や地域住民の生活を守るため、市町村や商工関係団体、農林水産関係団体が主体的に実施する、地域の実情に応じた創意工夫ある取組に対して幅広く支

援するものです。

県としても、引き続き市町村及び関係団体等と一丸となって、地域経済の維持、回復が図られるようスピード感を持って取り組んでいきたいと思ひます。

新型コロナウイルス感染症との戦いは、この先も続くことが見込まれますが、本県において、感染拡大を抑え込めるのか、あるいは感染が急速に広まってしまうのかは、ゴールデンウィーク中の県民の皆様方お一人お一人の行動如何に懸っています。

県民一丸となってこの難局を乗り切るべく、御理解と御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。